

ストレスチェックの実施義務拡大（予定）について

現在、労働者 50 名以上の事業場に対して、年 1 回のストレスチェックの実施が義務づけられていますが、5 月 14 日、**労働者 50 名未満の事業場についても実施を義務づける**改正労働安全衛生法が公布されました。

ストレスチェックは、労働者のストレスの状況について検査を行い、本人の気づきを促すとともに、検査結果を集団的に分析し、職場環境の改善につなげることで、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止することを主な目的とするものです、

50 名未満事業場への義務化は、**公布から 3 年以内に施行**されることになっていますので、この猶予期間中に**社内体制を整備し、ストレスチェック制度をスムーズに導入**できるようご準備をお願いします。

労基署 だより



第 190 号
R7.7.1

名瀬労働基準監督署
TEL 0997-52-0574

賃金上げ の支援策



令和 7 年度業務改善助成金のご案内

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を 30 円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

鹿児島県最低賃金は、昨年 56 円引上げられ、**時間額 953 円**です。

政府は 2020 年代に全国加重平均 1500 円まで引き上げる目標を掲げており、目標達成には毎年約 7.3%の引上げが必要となることから、今年度も**大幅に引上げられる可能性が高いと予想**されます。

申請条件を満たしている場合、**地域別最低賃金改定日の前日までに申請と賃金の引上げ**をすることで、助成金を活用することができます。

ご不明な点は業務改善助成金コールセンターまでお問合せください。

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 9:00～17:00）

事業場内最低賃金
の引き上げ計画



設備投資等の計画
機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など



業務改善助成金を支給
（最大 600 万円）

※ 事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
45円コース	45～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円



活用のポイント 賃上げ＋設備投資

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- ・中小企業が利用可能
- ・助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



鹿児島労働局HP



鹿児島県最低賃金
1 時間 **953 円**
（R6.10.5～）

「スタートアップ労働条件」
このサイトから、36 協定、1 年
変形労働時間制、就業規則
の電子申請が可能です。



- ・労務、安衛管理 WEB 診断
- ・働き方改革セルフチェック
- ・電子申請様式作成支援
- ・就業規則作成支援ツール